

広島県告示第三百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

| | | | |
|------------|-----------------------|---------------------|--|
| 所在地 | 広島県東広島市志和町奥屋地内 | | |
| 土砂災害警戒区域 | 奥屋川右五 a) (七三五三) | 区域の名称 | |
| | 土石流 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | |
| 土砂災害特別警戒区域 | 奥屋川右五 a) (七三五三) | 区域の名称 | |
| | 土石流 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示及び法規 第九条第二項及び 第十条第一項の表 示する土砂災害防 止対策の施行に關 する政令（平成十 三年四月十八日第 三〇八号）で定め る事項 |
| | 次の図のとおり | 区域の示 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。